

○法務省令第五十七号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定及び関係規定に基づき、電子公告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

法務大臣 上川 陽子

電子公告規則の一部を改正する省令

電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別紙様式第二号から第四号までの様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（様式の使用に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式用紙については、当分の間、これを取り
繕って使用することができる。